

# 姫島村下水道事業経営戦略

団 体 名 : 姫島村

事 業 名 : 漁業集落排水事業

策 定 日 : 令和 3 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 3 年度 ~ 令和 12 年度

## 1. 事業概要

### (1) 事業の現況

#### ① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成7年度 (25年)	法適(全部適用・一部適用) 非適の区分	非適用
処理区域内人口密度	16.5 (314人/19ha)	流域下水道等への 接続の有無	無
処理区数	3区(金処理区、大海処理区、稲積処理区)		
処理場数	3施設(金浄化センター、大海浄化センター、稲積浄化センター)		
広域化・共同化・最適化 実施状況*1	離島という地理的・社会的不利な地域であり、広域化は困難な状況ですが今後、共同化・最適化についても、検討を行っていきます。		

\*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。  
「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。  
「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

#### ② 使用料

一般家庭用使用料体系の 概要・考え方	使用料は、水道の使用水量に基づき4段階(①6㎡まで600円、②7㎡~30㎡まで100円/㎡、③31㎡~50㎡まで120円/㎡、④51㎡以上140円/㎡)で算定し、その合計額に消費税及び地方消費税を加算します。				
業務用使用料体系の 概要・考え方	一般家庭用使用体系と同じです。				
その他の使用料体系の 概要・考え方	該当ありません。				
条例上の使用料*2 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度	2,200 円	実質的な使用料*3 (20㎡あたり) ※過去3年度分を記載	令和元年度	2,369 円
	平成30年度	2,160 円		平成30年度	2,357 円
	平成29年度	2,160 円		平成29年度	2,362 円

\*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20㎡あたりの使用料をいう。

\*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20㎡を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

職 員 数	0人（特定環境保全公共下水道事業会計職員が兼務）
事業運営組織	○所管課：生活環境課 ○職員数：課長1人、参事1人、事務員3人（うち嘱託職員1人）、業務員11人（うち嘱託職員1人） 計16人 ○事業：簡易水道事業、特定環境保全公共下水道事業、漁業集落排水事業、生活環境に関する事業（ごみ収集等）

(2) 民間活力の活用等

民間活用の状況	ア 民間委託 （包括的民間委託を含む）	大分県下水道船団方式事業の中で汚泥脱水を委託で行っているものの、それ以外では、離島という地理的・社会的不利な地域であり、困難な状況です。
	イ 指定管理者制度	離島という地理的・社会的不利な地域であり、困難な状況です。
	ウ PPP・PFI	離島という地理的・社会的不利な地域であり、困難な状況です。
資産活用の状況	ア エネルギー利用 （下水熱・下水汚泥・発電等）*4	規模が小さく、費用対効果が見込めないため、利用予定はありません。
	イ 土地・施設等利用 （未利用土地・施設の活用等）*5	未利用土地・施設はありません。

\*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

\*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表を添付すること。

別紙のとおり
--------

2. 経営の基本方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 人口減少に伴い使用料収入は減少し財政運営は厳しくなる一方で、老化による機械設備等の更新需要が高まります。このような情勢に柔軟に対応して適切な維持管理に努め、経営の健全化を図りながら、下水道の安定的、持続的な運営に努めます。</li> <li>○ 公共用水域の水質保全のため、下水道未接続者への加入促進を継続的に行い、快適で安全安心な村づくりに貢献します。</li> </ul>
---

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たったの説明

① 収支計画のうち投資についての説明

<p>ア) 投資の目標に関する事項 漁業集落排水事業の全体計画に基づく建設事業は完了しています。また、処理区域内の人口が減少しているため、新たに建設、更新のため機能保全計画を策定し適切な投資を行う計画です。</p> <p>イ) 管渠、処理場等の建設・更新に関する事項 計画期間内に新たな建設、更新は行わないが、今後、機能保全計画を策定し建設、更新を検討する予定です。</p> <p>ウ) 広域化・共同化・最適化に関する事項 大分県下水道船団方式事業を継続し、施設や事務等の一部を共同して維持管理等に努めます。なお、離島という地理的・社会的不利な地域であり、広域化は困難な状況ですが今後、共同化・最適化についても、検討を行っていきます。</p> <p>エ) 投資の平準化に関する事項 漁業集落排水事業特別会計の資本的支出は、地方債償還金のみで計画期間内に新たな投資を行う予定が無いため、令和8年度に地方債の償還が完了する計画です。</p> <p>オ) 民間活力の活用に関する事項 離島という地理的・社会的不利な地域であり、PPP/PFIなどの導入は困難な状況であるため費用は計上していません。</p>
---

② 収支計画のうち財源についての説明

ア) 財源の目標に関する事項	漁業集落排水施設使用料の滞納繰越（未収金）の徴収と徴収率を100%にすることにより一般会計繰入金を抑制する計画です。
イ) 使用料収入の見直しに関する事項	過疎化により処理区域内の人口が減少し、料金収入の増加を見込むのは困難な状況と考えます。また、使用料の見直しについては、現行の料金体系を維持しつつ、段階的に改定を検討していきます。
ウ) 企業債に関する事項	計画期間内に新たな企業債は発行しない計画です。
エ) 繰入金に関する事項	地方債の償還財源及び使用料をもって不足する維持管理費の財源として、一般会計繰入金を計画しています。令和4年度に地方債償還金がピークを迎えますが、その後は地方債償還金の減少に伴い一般会計繰入金は、減少していく見込みです。
オ) 資産の有効活用に関する事項	未利用の土地、施設等が無いため資産を活用する計画はありません。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

ア) 民間活力の活用に関する事項（包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFI など）	離島という地理的・社会的不利な地域であるため、PPP/PFIなどの導入は困難な状況であるため計上していません。
イ) 職員給与費に関する事項	特定環境保全公共下水道事業の職員が兼務しているため職員給与費は計上してません。
ウ) 動力費に関する事項	マンホールポンプ10か所、処理場3か所にかかる電力料金と水道料金を計上しています。
エ) 薬品費に関する事項	放流水の水質管理及び滅菌処理を行うための薬品費を計上しています。
オ) 修繕費に関する事項	施設維持や車両等の修繕に係る費用を計上しています。
カ) 委託費に関する事項	設備定期点検業務に係る費用を計上しています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

\* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

\* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

広域化・共同化・最適化に関する事項	大分県下水道船団方式事業を継続し、施設や事務等の一部を共同して維持管理等に努めます。なお、離島という地理的・社会的不利な地域であり、広域化は困難な状況です。
投資の平準化に関する事項	計画期間内に新たな投資は予定はありませんが、国の財政支援等の動向を注視しながら検討していきます。
民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど)	離島という地理的・社会的不利な地域であるため、PPP/PFIなどの導入は困難な状況です。

② 今後の財源についての考え方・検討状況

使用料の見直しに関する事項	現行料金体系は一部を基本料金として賦課し、他を従量使用料として賦課しています。今後もこの体系を維持しつつ、段階的に使用料の改定を検討していきます。
資産活用による収入増加の取組について	未利用の土地・施設等が無いため該当ありません。

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど)	離島という地理的・社会的不利な地域であるため、PPP/PFIなどの導入は困難な状況であると考えています。
職員給与費に関する事項	特環の職員が兼務しており、今後も職員給与費の計上は行わない予定にしています。
動力費に関する事項	機器の適正な運用を行い、コストの縮減に努めます。
薬品費に関する事項	放流水の水質管理、滅菌処理に必要な費用のみを計上し、今後も特環下水と一括購入等の購入方法の見直しなどに取り組んでいきます。
修繕費に関する事項	施設の点検を行い維持管理の面で費用の削減に努めます。
委託費に関する事項	設備点検業務等の必要な費用のみを計上し、今後も見積もり徴収や契約内容等の契約方法の見直しなどに取り組んでいきます。
その他の取組	供給区域内において、下水道へ未接続の家庭等に対し、接続するよう啓発活動を行います。

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、更新等に関する事項	毎年度進捗管理を行います。また、必要に応じて見直しを行い、PDCAサイクルを働かせ、収支計画の向上を図ります。
---------------------	---

# 経営比較分析表（平成30年度決算）

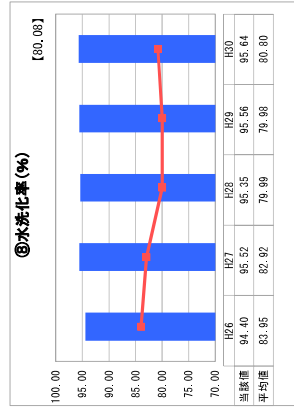
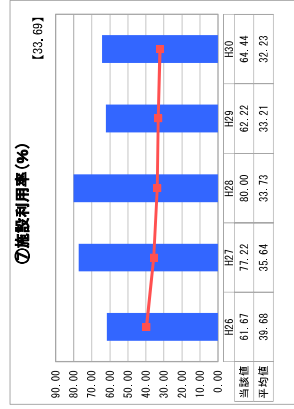
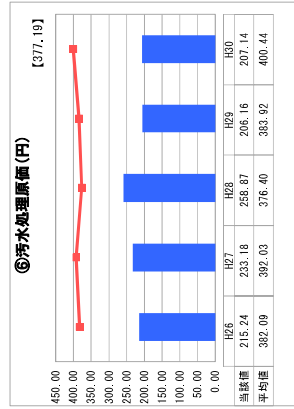
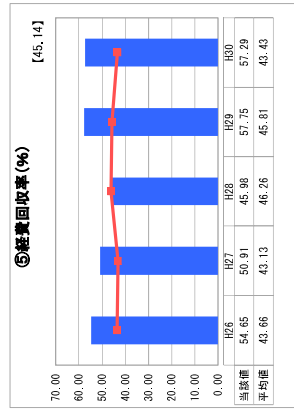
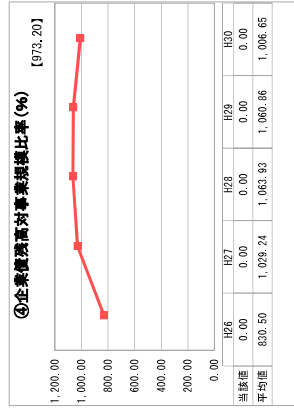
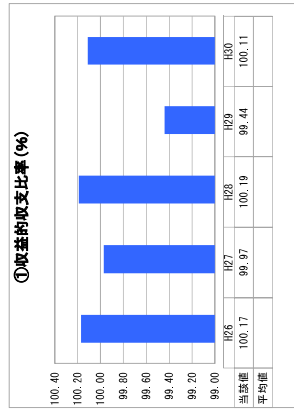
大分県 姫島村

業種名 法非適用	事業名 汚業集排水	類似団体区分 H2	管理者の情報 非設置	人口(人) 2,034	面積(km <sup>2</sup> ) 6.99	人口密度(人/km <sup>2</sup> ) 290.99
資金不足比率(%) -	普及率(%) 16.00	有収率(%) 61.86	1か月20m <sup>3</sup> 当たり家庭料金(円) 2,160	処理区域内人口(人) 321	処理区域面積(km <sup>2</sup> ) 0.19	処理区域内人口密度(人/km <sup>2</sup> ) 1,689.47
業種名 下水道事業	下水道事業					
自己資本構成比率(%) 該当数値なし						

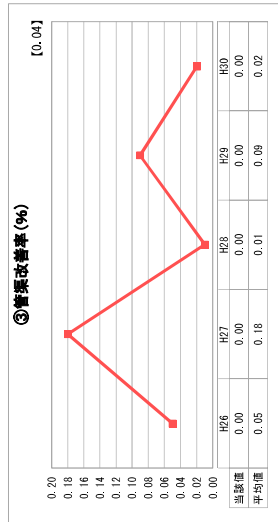
## グラフ凡例

- 当該団体値(当該値)
- 類似団体平均値(平均値)
- 平成30年度全国平均

## 1. 経営の健全性・効率性



## 2. 老朽化の状況



## 分析欄

1. 経営の健全性・効率性について  
 ①取益的収支比率について、費用収入は人口の減少により減少しているものの、一般会計からの繰入を行う確保及び維持管理費の削減に努める。  
 ②債務残高については、歳入3施設の浄化センター建設費等の施設整備に村債を発行しているが、債務残高は減少している。また、後年度の負担にならないよう、交付財措置の無い村債は発行しない。償還には一般計からの繰入金を充てているため、企業債発行回率については、歳出削減率を行っているが、償還平均より低く推移している。加入促進を図るため料金の値上げは困難なことから、今後維持管理費の削減に努め、経営の健全化を図る。  
 ③汚水処理原価は、期間及び団平均に比して低い引き続き稼働率の向上による有収水量の増加及び維持管理費の削減に努め、経営の健全化を図る。  
 ④施設利用率は、人口減少に伴う有収水量の減少に適切に施設規模を縮減し、スベックダウン等を検討する。  
 ⑤水先化率は、公用水域の水質保全のため加入促進に努め、結果、類似団体と比較して差を縮小している。今後も、未接続世帯への普及促進を図り、水先化率の向上に努める。

2. 老朽化の状況について  
 浄化センターは平成7年度から供用開始し、23年経過しているため、施設の老朽化が進んでいる。今後は、令和2年度に機能保全計画を策定する予定であり、計画的な長寿命化対策に取り組み、経営の健全化を図る。  
 管渠は平成7年度に敷設してから23年経過しているが老朽化は見られない。今後も適切な維持管理を行い、計画的な維持補修及び更新を検討する。

## 全体概括

施設の老朽化が進んでおり、今後行われる施設の更新に伴って、地方債の発行により、地方債償還率の増加が見込まれるが、交付財措置の無い村債は発行しない等、経営の健全化に努める。  
 また、未接続世帯への加入促進による料金収入の増加に努めるとともに、令和2年度には機能保全計画を策定する予定であり、計画的な長寿命化対策に取り組み、経営の健全化を図りながら、下水道の安定的、持続的な運営に努める。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均等を表示していません。

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	年											
		前々年度 (決算)	前年度 (決算) (見込)	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収入	1 総収入	13,637	13,748	14,715	14,183	14,251	12,720	9,889	7,759	6,330	6,401	6,273	6,345
	(1) 営業収入	3,037	3,048	3,015	2,983	2,951	2,920	2,889	2,859	2,830	2,801	2,773	2,745
	イ 料金の収入	3,037	3,048	3,015	2,983	2,951	2,920	2,889	2,859	2,830	2,801	2,773	2,745
	ウ その他												
	(2) 営業外収入	10,600	10,700	11,700	11,200	11,300	9,800	7,000	4,900	3,500	3,600	3,500	3,600
	ア 他会社収入	10,600	10,700	11,700	11,200	11,300	9,800	7,000	4,900	3,500	3,600	3,500	3,600
	イ その他												
	2 総費用	7,205	7,122	7,842	7,100	6,856	6,619	6,447	6,358	6,331	6,331	6,331	6,331
	(1) 営業費用	5,751	5,857	6,837	6,331	6,331	6,331	6,331	6,331	6,331	6,331	6,331	6,331
	ア 職員給与												
イ その他	5,751	5,857	6,837	6,331	6,331	6,331	6,331	6,331	6,331	6,331	6,331	6,331	
(2) 営業外費用	1,454	1,265	1,005	769	525	288	116	27	27				
ア 支払利息	1,454	1,265	1,005	769	525	288	116	27	27				
イ その他													
3 収支差引(A)-(D)-(E)	6,432	6,626	6,873	7,083	7,395	6,101	3,442	1,401	△ 1	70	△ 58	14	
資本的収入	1 資本的収入		19,000										
	(1) 地方債												
	うち資本費平準化債												
	(2) 他会社補助金		9,500										
	(3) 他会社借入金												
	(4) 固定資産売却代金												
	(5) 国(都道府県)補助金		9,500										
	(6) 工事負担金												
	(7) その他												
	2 資本的支出	6,418	25,639	6,867	7,103	7,347	6,143	3,449	1,389				
(1) 建設改良費		19,000											
うち職員給与													
(2) 地方債還金	6,418	6,639	6,867	7,103	7,347	6,143	3,449	1,389					
(3) 他会社長期借入金返還金													
(4) 他会社への繰出金													
(5) その他													
3 収支差引(F)-(G)	△ 6,418	△ 6,639	△ 6,867	△ 7,103	△ 7,347	△ 6,143	△ 3,449	△ 1,389					

投資・財政計画  
(収支計画)

(単位:千円, %)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (見込)	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収支再差引	(E)+(I)	14	△ 13	△ 13	6	△ 20	48	△ 42	△ 7	12	△ 1	70	△ 58	14
積立金	(K)													
前年度からの繰越金	(L)	20	34	34	21	27	7	55	13	6	18	17	87	29
前年度繰上充用金	(M)													
形式収支	(J)-(K)+(L)-(M)	34	21	21	27	7	55	13	6	18	17	87	29	43
翌年度へ繰り越すべき財源	(O)													
実質収支	(N)-(O)	5	52	52	12	31	37	32	13	22	75	73	75	65
赤字	(Q)													
赤字比率	$\frac{(Q)}{(B)-(G)} \times 100$													
収益的収支比率	$\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	101	99	100
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金の不 足額	(R)													
営業収益 - 受託工事収益	(B)-(C)	3,037	3,048	3,048	3,015	2,983	2,951	2,920	2,889	2,859	2,830	2,801	2,773	2,745
地方財政法による 資金不足の比率	$\frac{(R)}{(S)} \times 100$													
健全化法施行令第16条により算定した 資金の不 足額	(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額	(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規 模	(V)													
健全化法第22条により算定した 資金不足比率	$\frac{(T)}{(V)} \times 100$													
他会計借入金残高	(W)													
地方債残高	(X)	38,934	32,295	32,295	25,428	18,326	10,979	4,837	1,389					
○他会計繰入金														

(単位:千円)

区分	年度	前々年度 (決算)	前年度 (決算)	前年度 (見込)	本年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
収益的収支分		10,600	10,700	10,700	11,700	11,200	11,300	9,800	7,000	4,900	3,500	3,600	3,500	3,600
うち基準内繰入金		7,872	7,904	7,904	7,872	7,872	7,872	6,431	3,565	1,416				
うち基準外繰入金		2,728	2,796	2,796	3,828	3,328	3,428	3,369	3,435	3,484	3,500	3,600	3,500	3,600
資本的収支分			9,500	9,500										
うち基準内繰入金														
うち基準外繰入金			9,500	9,500										
合計		10,600	20,200	20,200	11,700	11,200	11,300	9,800	7,000	4,900	3,500	3,600	3,500	3,600